

八女伝統工芸館方針策定業務委託仕様書

1 業務名

八女伝統工芸館方針策定業務委託（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

地域の特性を生かした伝統工芸品の保存、継承を行うとともに、地場産業の振興及び発展を図るために設置した八女伝統工芸館は、昭和61年の供用開始から38年が経過し、来館者のニーズや施設に対する期待の変化に対応するため、施設の設置意義の再検証を行い、伝統工芸産業の拠点としての施設の機能や役割についての方向性や展示テーマや機能を強化するための運営手法の更新が必要となっている。

本業務では、八女伝統工芸館が今後も魅力的な施設として、持続可能な施設運営の実現と伝統工芸産業の振興を図るため、施設の現状を把握した上で課題を可視化し、施設で行われるサービスをより良いものにするために、魅力ある施設のあり方を検討し、市としての基本方針をとりまとめるため、専門的・技術的支援を得ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 対象施設

名称 八女伝統工芸館

位置 八女市本町2番地123の2

5 業務内容

現状の課題や分析、意見の集約などを基に、テーマ、コンセプト、基本機能などを含む検討事項をとりまとめ、今後取り組むべきことを抽出し、基本方針を策定するものとし、内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) 施設の現状把握、事例等の情報収集、分析及び課題の整理

指定管理者や伝統工芸産業団体等にヒアリングを行い、方針策定に向けた課題及び老朽化や視認性、機能面等について施設全体の現状の課題を抽出すること。

また、参考となる類似施設の先進事例などを多面的に収集し、現状の分析及び課

題の整理を行い、検討資料を作成すること。

(2) アドバイザー・有識者の招集

方針策定のために、議論を進めるためのアドバイザー又は有識者2名程度を選定し、検討会議への参加のスケジュール調整や依頼、謝金や交通費等の支払いを行うこと。

(3) 検討会議の運営支援

有識者や関係者等による検討会議（4回程度）を実施するために必要な資料の作成・提供、会議への出席（説明、助言）、会議運営支援を行うこと。また、会議の開催ごとに議事録を作成しその後の作業に反映させること。

(4) 方針の検討・提案

上記（1）～（3）を踏まえ、施設のあるべき姿を検討し、提案を行うとともに、方針を効果的に進めるための財政計画について提案・助言を行うこと。

ア 魅力向上に向けた、施設機能の整理、ゾーニングの検討・提案を行うこと。

イ 伝統工芸品の展示構成や展示手法についてその方針を検討・提案すること。

ウ 企画展示やイベント等の各種活動に関する方針、運営体制について検討・提案すること。

エ 設備改修等が必要となる要素を抽出し、具体的な方針を整理し結果をまとめること。なお、事業スケジュールやコスト面の概算、効果等について可視化できるようにすること。また、リニューアル後のイメージを作成すること。

(5) 契約中は、作業内容、手法、スケジュール等について、定期的に報告及び打ち合わせを行うこと。（状況によりWEBを活用した会議も可とする。）

(6) 基本方針の作成・納品

ア 基本方針（A4、フルカラー） 30部程度

イ 上記の電子データ 一式

ウ 関係資料（本業務のために作成した資料、議事録）の電子データ 一式

6 著作権

受託者が本業務のために新たに作成した資料や制作物（以下「制作物」という。）の著作権については、全て八女市に帰属するものとし、八女市はこれらの制作物を自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は八女市に対して著作権を行使しないものとするを原則とする。なお、制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

7 その他

- (1) 本業務は、この仕様書のほか、八女市の指示に基づき実施すること。
- (2) この仕様書に明記されていない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた事項については、その都度八女市と協議のうえ、処理すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、業務スケジュールを作成し、八女市の承認を受けた上で確実に行うこと。
- (4) 業務遂行中の一切の事故については、受託者が責任をもって対処すること。また、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。